

不登校児童生徒の

「指導要録上の出席扱い」に関する

ガイドライン

令和7年11月

南箕輪村教育委員会

目	次	頁
1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	登校の様態と「通常の出席」「指導要録上出席扱い」の例一覧	2
4	指導要録上出席扱いとするフリースクール等の民間施設の要件	4
5	自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について	5
6	学校が出席の取扱いを決定するまでの流れ	6
7	出席扱いとした場合の校内支援システムにおける事務処理について	6
8	不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成績評価について	7
9	付 記	8
10	指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに基づく申請書(様式1)	9
11	学習等活動実績報告書 (様式2)	10
12	民間施設(フリースクール等)に関する施設視察(報告)(様式3)	11
13	民間施設と学校との連携様式(例)(様式4)	13
14	ガイドライン活用にあたってのQ & A	14
15	引用法令・参考文献等	16

# 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン

## 1 はじめに

不登校児童生徒については、児童生徒が社会的に自立できるように各分野において様々な努力や支援が行われてきているが、依然として高水準で増加傾向が続き、コロナ禍の影響等もあり、令和6年10月文科省発表データでは令和5年度の小中学校不登校児童生徒数は全国で34万人を超え過去最多となっている。長野県においても本村においても、不登校は学校教育上の喫緊の大きな課題となっている。

過去には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成29年2月施行・教育機会確保法)」や基本方針が文部科学省より示された。更に、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)では「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」と新たな考えが示された。

また、令和5年3月には文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していく不登校対策「COCOROプラン」が提唱され、学校や学びの新たな在り方と一人ひとりに応じた多様な支援の必要性及び学びの場の確保や学びたいと思ったときに学べる環境を整えることの重要性が示された。

これらの法令や通知を受け、南箕輪村教育委員会においても、背景が様々な個々の不登校児童生徒に対し、社会的自立に向けて適切な居場所の提供と支援の充実を図ることで、一人ひとりの将来的な自己実現につながることを願い、不登校児童生徒の出席扱い及び支援等に関するガイドラインを設けることとした。なお、本ガイドラインは、学校長が、当該児童生徒にとって民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習が本人にふさわしい学びとなっているかを総合的に判断し、指導要録上出席扱いにしたり、適切な支援につなげたりするための基準となる指標を示すものである。

## 2 基本方針

上記令和元年文科省の通知にのっとり、南箕輪村教育委員会としては下記を基本方針とする。

### 記

#### ○趣旨

学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向けて努力を続けている不登校児童生徒を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら学校外の施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

(1)不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになる場合があり、このような児童生徒を支援するため我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、学校外での公的機関(こども館・教育支援センター・村図書館等)での学習や活動、また自宅において学校、学校外の公的機関または民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(2)民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入し、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えるようにする。

(3)評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえたうえで、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

### 3 登校の様態と「通常の出席」「指導要録上出席扱い」の例一覧

一覧表の見方

① 本ガイドラインでは、登校の様態ごとに「通常の出席◎(通知表も指導要録も出席)」「指導要録上の出席扱い○」、「検討が必要(校長判断 村教育委員会に相談可)△」「通常の出席としない、出席扱いとしない×」の判断の目安とする。

② ①で不明な点については、南箕輪村教育委員会と相談の上、校長が判断をする。

場	登校(不登校)の様態	備考	判断目安
学 校	○教室で授業を受ける	1時間以内も可	◎
	○別室(校内教育支援センター、保健室等)で学習・相談等	1時間以内でも可	◎
	○短時間(1時間以内)登校をする		
	・朝学活のみ	〃	◎
	・給食のみ、昼休みのみ	〃	◎
	・放課後のみ	〃	◎
	・部活動のみ	〃	◎
	・学校外クラブ(わくわく含む)参加	土日のクラブ不可	×
	○校舎に入れない場合		
	・職員玄関、生徒玄関	あいさつ、会話等	◎
・駐車場(車内、車外・路上)	あいさつ、会話等	◎	

場	登校(不登校)の様態	備 考	判断目安
公 的 施 設	○教育支援センター(こども館内 旧中間教室)		
	・学習、面談、試験、ふれあい活動(プレイ)等		○
	○教育支援センター(外部)		
	・学習、面談、試験、ふれあい活動(プレイ)等		○
	○学習支援・学習講座(こども館内)		
	・学習、試験、面談(学習ガイダンス・進路相談)		○
	○南箕輪村図書館(村民センター隣・南部小)		
・学習(自習)・読書	学習実績報告必要	○	
学 校 外	○学校地内に入れない場合		
	・学校でも自宅でもない別の場所で面談(オンラインを含む)		△
	○家庭訪問(教員)		
	・本人と面談(相談、学習支援等)		△
	・本人とあいさつ、会話、プリント等受渡し		△
	・本人と会えない		×
	・親、家族との面談のみ		×
○家庭訪問(教員外)			
・訪問支援員(SSW、SCなど)	本人とのやり取り	△	
民 間 施 設	○フリースクール等(民間)		
	・フリースクール(県または村教委が認める)	※ガイドライン	○
	・フリースクール(県または村教委が認めていない)	p4 参照	△
	・学習塾(不登校支援を主目的)		△
	・学習塾(学習指導を主目的)		△
	・放課後等デイサービス(不登校支援)		△
そ の 他	○ICT等を活用した学習活動等		
	・授業を双方向で学習又は一方向で視聴	※ガイドライン	○
	・学校のプリントやデジタル教材を活用	p5 参照	○
	・フリースクール等提供のICT教材活用		○
	・民間や教育支援センター等の学習動画で学習		○
	・定期的な対面を前提としたオンラインでのやりとり		△
	○児童相談所一時保護	児童委福祉司等を通じ確認	

通常の出席◎ 「指導要録上」の出席扱い○ 出席としない×

検討が必要(校長判断もしくは村教委に相談)△

※不登校児童生徒の居場所は、背景や状況により様々な選択肢があるので、学校は常に児童生徒の状況を把握し、家庭と連携して最適な居場所を検討していく必要がある。

#### 4 指導要録上出席扱いとするフリースクール等の民間施設の要件

##### (1) 学校、家庭、フリースクール等との関係について

- ① 学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。
- ② フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に連携・協力体制が保たれていること。

##### (2) フリースクール体制について

- ① 法人・個人は問わないが、フリースクール等は、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② フリースクール等の実施者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ③ フリースクール等は、著しい営利目的でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ④ フリースクール等は、受け入れに当たって本人・保護者と面談を行い、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ⑤ 社会的自立を目的とした指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
- ⑥ 支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導にあたっていること。
- ⑦ カウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等の専門的知識と経験をもとに適切な指導がなされていること。

##### (3) 留意点

- ① 学校は不登校児童生徒及び保護者との定期的(おおむね1か月に1回以上)に家庭訪問や面談、電話連絡等による状況把握を行う。
- ② 学校は、フリースクール等における相談・指導が該当児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するため、施設訪問を行い、教育委員会へ報告する。(様式3p11)
- ③ 学校は、フリースクール等から定期的に送付される、通所児童生徒の状況報告(様式4p13)のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により通所の状況把握を行う。
- ④ 校長は、定期的に教育委員会に児童生徒の状況等について報告する。
- ⑤ 出席扱いとした場合の指導要録への記入の方法について  
令和元年10月25日付け文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について」に沿って、不登校児童生徒が教育支援センター等学校外の施設において相談・指導を受けたとき、そのことが当該児童生徒の自己実現(学校復帰)のために適切であると校長が

認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席扱いとした日数及び児童生徒が通所または入所した学校外の民間施設名、フリースクール名は書かずに(民間施設利用)と記入すること。

**記入例**備考欄:出席扱い(民間施設利用) ○日 (○は数字を記入)

※参考

「信州型フリースクール認証制度」によって長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課が認証しているフリースクール(県下:学び支援型25か所)

・居場所支援型12か所 令和7年9月24日 現在

上伊那の信州型フリースクール認証 学び支援型

○子ども・若者サポート はみんぐ オルタ他(伊那市)

(申請者 NPO法人子ども・若者サポートはみんぐ)

○高遠みんなの楽校(伊那市) (申請者 認定NPO法人フリーキッズ・ヴィレッジ)

○Pur(ピュール)みんなの学校(箕輪町)(申請者 Pur(ピュール)みんなの学校)

○信州あそびの学園(南箕輪村)(申請者 信州あそびの学園) 居場所支援型

○里山スクール木の子「わかば」(辰野町)(申請者 NPO法人木の子)

## 5 自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒について

### (1) 学校と家庭との関係について

- ① 学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。
- ② 学校の訪問等による対面指導が、定期的(おおむね1か月に1回以上)に行われていること。
- ③ 家庭にひきこもりがちな状態が悪化しないように、教育支援センター等の支援・相談を受けることができるよう、当該児童生徒や保護者に対して、情報提供が行われていること。

### (2) ICT等を活用した学習活動について

- ① 原則、小中学校教育課程に準ずる学習内容で、コンピューターやインターネット、遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

**例** ・学校のプリントを活用した学習

・ICT機器を利用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習

・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習

・民間業者が提供するICT教材を活用した学習 等

- ② 当該児童生徒の学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ③ 学習内容や実施時間について把握できること。

(3) 留意点

- ① 基本的に、当該不登校児童生徒が、村教育支援センター及び認証されたフリースクール等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(1)の②のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- ② 学校は、当該不登校児童生徒に対する対面指導やICT等を活用した学習について、例えば、対面指導を行っている者から定期的な報告を受けたり、保護者との面談等を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- ③ 訪問・面談等による対面指導を行う者としては、在籍校の教員や学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが想定される。
- ④ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう、個々の児童生徒の状況をふまえて、段階的に学校での対面指導や村教育支援センター・フリースクール等での相談・指導につながるように留意すること。
- ⑤ ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ⑥ 出席扱いとした場合の指導要録への記入の方法は次のとおりとする。

**記入例** 備考欄:出席扱い(ICT等自宅学習) ○日(○は数字を記入)

6 学校が出席の取扱いを決定するまでの流れ

- ① 学校が保護者及び児童・生徒と面談し、本ガイドラインに示された出席扱いについて説明する。【申請書(様式1 p9)・学習等実績報告書(様式2 p10)】を渡す。
- ② 保護者は申請書を提出。(提出前に学校と相談することが望ましい。)(【申請書様式1 p9】)
- ③ 学校長は保護者からの申請を受理し、職員に伝達・指示をする。
- ④ 保護者及び児童・生徒が学習の実施記録(実施記録様式2p10)を記し、学校へ提出。
- ⑤ 担任(又は学年担当職員等)は、保護者及び児童・生徒による実施記録の持参または郵送、Fax、家庭訪問等を通じて学習状況の確認を行う。
- ⑥ 学校長は、担任(又は学年担当教員等)から学習状況の報告を受け、出席扱いとするか否かを決定し、保護者や関係機関に伝える。

7 出席扱いとした場合の校務支援システムにおける事務処理について

- (1) 出席簿上は、校務支援システムに「出席」と入力し、備考欄に理由を記載する。
  - ① 村教育支援センター・村図書館等の村内施設を利用した場合「村施設利用」と記入する。
  - ② 「学校外の民間施設」フリースクール等に通い、出席扱いとした場合、「民間施設利用」と記入する。

- ③ 自宅におけるICT等を活用した自宅学習活動を出席とした場合「ICT等自宅学習」と記入する。
- (2) 指導要録上は、「出席」とし、備考欄に理由を記載する。（「村施設利用」、「民間施設利用」、「ICT等自宅学習」等）
- (3) 管理職は、校務支援システムに「出席」として記載されていることを確認する。

## 8 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価について

- (1) 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価については、上記 令和元年10月の通知が法令上明確化された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)(令和5年3月)および「経済財政運営と改革の基本方針2023」における「義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができる」ことをふまえて学校長が判断する。

- (2) 成績評価について文部科学大臣が定める要件

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)」

令和6年8月29日 より 文部科学大臣が定める要件

- ① 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- ② 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。  
学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

- (3) 成績評価についての取組例

- ① 1人1台端末を活用して、村・校内教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映する。
- ② 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や村・村内教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映する。
- ③ フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめて連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映する。民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、村・校内教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報提供することで、その学習成果を成績に反映する。

※ 上記を参考にして成績評価を検討していく。ただし、評定が不能の場合は、理由を記す。

## 9 付 記

(1)本ガイドラインは、令和7年11月から施行とする。

(2)通知表や指導要録の記入については、令和元年10月25日付文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」に基づき、適切に対応する。

様式1【保護者記入用】

年 月 日

学校長 様

指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに基づく申請書

南箕輪村教育委員会「指導要録上の出席扱いに関するガイドライン」に基づき、以下の児童生徒を指導要録上の出席扱いとすることを希望し、申請いたします。

指導要録上の出席扱いとすることを希望する児童・生徒名

在籍学校名	学年・組	氏名(本人の自筆が望ましい)

利用施設

1 施設名		
2 施設所在地	郵便番号	〒
	所在地	長野県
	電話・FAX	電話 FAX
	電子メール	
3 備考		

保護者 同意欄	<p>ガイドラインの内容について確認し、本施設で受けた相談・指導等を学校での指導要録上の出席扱いとすることを申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>保護者氏名_____</p>
------------	---



南箕輪村教育委員会様

民間施設(フリースクール等)に関する施設視察(報告)

- 1 訪問日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 2 訪問者(職・氏名) 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 3 施設名 \_\_\_\_\_
- 4 施設代表者名 \_\_\_\_\_
- 5 施設所在地 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 Tel: \_\_\_\_\_
- 6 施設概要
- (1) 開設時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 開設
- (2) 在籍児童生徒数 \_\_\_\_\_ 名(小: \_\_\_\_\_ 名、中: \_\_\_\_\_ 名、高: \_\_\_\_\_ 名)
- (3) 費用 入会金 \_\_\_\_\_ 円  
 年間費用 \_\_\_\_\_ 円(月額 \_\_\_\_\_ 円)  
 その他費用 \_\_\_\_\_ 円
- (4) 指導者 常勤 \_\_\_\_\_ 名 非常勤 \_\_\_\_\_ 名  
 (内訳 男性: \_\_\_\_\_ 名 女性: \_\_\_\_\_ 名 )  
 代表者資格: \_\_\_\_\_  
 その他の指導者の所有資格: \_\_\_\_\_
- (5) 施設・設備等
- 学習室 \_\_\_\_\_ 室 ・ 無  
 面接室(相談室) \_\_\_\_\_ 室 ・ 無  
 体育施設・プレイルーム \_\_\_\_\_ 有 ・ 無  
 保健室 \_\_\_\_\_ 有 ・ 無  
 その他の設備( \_\_\_\_\_ )

7 入学案内・ホームページについて

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 入学案内があるか                 | 有 ・ 無 |
| (2) ホームページを開設しているか(SNS等を含む)  | 有 ・ 無 |
| (3) 経営方針について明記されているか         | 有 ・ 無 |
| (4) 指導内容・方法・相談・指導体制が明記されているか | 有 ・ 無 |
| (5) 必要経費等が明記されているか           | 有 ・ 無 |
| (6) 指導者名が明記されているか            | 有 ・ 無 |
| (7) ホームページが定期的に更新されているか      | 有 ・ 無 |

8 連携について

- (1) 学校との連携方法と頻度 \_\_\_\_\_
- (2) 家庭との連携方法と頻度 \_\_\_\_\_

9 その他

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| (1) 児童生徒の指導計画                   | 有 ・ 無 |
| (2) 児童生徒の学習指導や支援に係る記録           | 有 ・ 無 |
| (3) 在籍児童生徒で、出席扱いの認定を受けた児童生徒はいるか | 有 ・ 無 |
| (4) 社会的自立に向けたプログラムはあるか          | 有 ・ 無 |

10 所見(当該の児童生徒の状況に即した支援が行われる民間施設であるか等)

○学校所見記入欄

○教育委員会所見記入欄

※各学校は、本様式を参考に確認事項を削除追加するなどして活用し、教育委員会へ報告する。  
教育委員会は、内容を検討（教育委員会も視察する）し、各学校へ回答する。

様式4 (参考) 民間施設と学校との連携様式(例)

年 月 日																																																																																
南箕輪村立 学校長 殿																																																																																
フリースクール 学園 代表																																																																																
令和 年 月 出席状況等報告書																																																																																
1 通所児童生徒																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 校 名</th> <th style="width: 33%;">学 年 学 級</th> <th style="width: 33%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	学 年 学 級	氏 名																																																																													
学 校 名	学 年 学 級	氏 名																																																																														
2 通所状況																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">1日</td><td style="width: 10%;">2日</td><td style="width: 10%;">3日</td><td style="width: 10%;">4日</td><td style="width: 10%;">5日</td><td style="width: 10%;">6日</td><td style="width: 10%;">7日</td><td style="width: 10%;">8日</td><td style="width: 10%;">9日</td><td style="width: 10%;">10日</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>11日</td><td>12日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>15日</td><td>16日</td><td>17日</td><td>18日</td><td>19日</td><td>20日</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>21日</td><td>22日</td><td>23日</td><td>24日</td><td>25日</td><td>26日</td><td>27日</td><td>28日</td><td>29日</td><td>30日</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td><td colspan="9" style="text-align: center;">※通所 → 「○」を、週休日等、当該施設の休業日は「/」を付ける。</td> </tr> <tr> <td>31日</td><td colspan="9"> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td><td colspan="9"> </td> </tr> </table>	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日											11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日											21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日		※通所 → 「○」を、週休日等、当該施設の休業日は「/」を付ける。									31日																			
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日																																																																							
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日																																																																							
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日																																																																							
	※通所 → 「○」を、週休日等、当該施設の休業日は「/」を付ける。																																																																															
31日																																																																																
3 活動内容(学習活動や体験活動 ふれあい活動など)																																																																																
4 本人の状況及び支援内容																																																																																
※翌月15日までに 学校に提出してください。学校から返信します。																																																																																
5 学校記入欄																																																																																
出席扱い日数 _____ 日																																																																																

※本様式にとらわれず、独自の様式を使用している民間施設はそれを活用できます。

## ガイドライン活用にあたってのQ & A

Q1、 指導要録上の出席扱いを判断する際、必ず民間施設を訪問しなければなりませんか。  
また、判断に当たって校長は、村教育委員会と連携を取らなければなりませんか。

A1、令和元年10月25日付け文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする」と記されているように、個に応じた適切かどうかの判断が必要になります。保護者から指導要録上の出席扱いの求めがあった場合、施設が当該児童・生徒にとって適切であるかどうかを判断するために、可能な限り視察を行うことが望ましいと考えます。状況によっては村教育委員会の担当者等も視察を行います。

Q2、 指導要録上の出席扱いの判断をした児童生徒について、指導要録の記載はどのようにすればよいですか。

A2、指導要録上の出席扱いとなった日数については、指導要録の出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設を記入する必要があります。

(記入例)出席日数60日(うち50日は村教育支援センター・村図書館)→「村施設利用」と記入

出席日数50日(うち40日はICTやプリント・FAX等で自宅学習)→「ICT等自宅学習」と記入

出席日数40日(うち20日はフリースクール等を利用した学習活動)→「民間施設利用」と記入

Q3、 不登校児童生徒への支援の目標が、「社会的自立をめざすこと」となりましたが、学校として学校復帰を求めているわけではないのですか。

A3、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、当該児童生徒の利益を最優先に支援を行うことが重要になります。当該児童生徒自らが学校への登校を目指している場合、当該児童生徒にとってそのことが社会的自立の一つであると捉え、学校としてその支援を行うこととなります。日頃から不登校児童生徒や保護者と十分に意思疎通を図った上での支援が大切です。

Q4、 不登校児童生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

A4、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながると考えられます。

Q5、 指導要録上の出席扱いと判断できないケースとしては、どのようなことが考えられますか。

A5、次のようなケースが考えられます。(2ケース)

○学校が家庭訪問などによる対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童生徒の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。

○無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

Q6、「出席扱い」を判断した場合に、留意すべきことは何ですか。

A6、自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意する必要があります。家庭に引きこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の民間施設などでの相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切です。「社会的な自立に向けて将来的な自己実現につなげていく」という目的を意識することが重要です。

## 引用法令・参考文献等

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する法律(概要)  
(平成28年12月14日公布 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」  
(平成29年2月施行・教育機会確保法)」文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」  
(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)
- 文部科学省における不登校児童生徒への支援施策  
(令和3年10月6日 不登校に関する調査研究協力者会資料 文部科学省)
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策不登校対策「COCOROプラン」  
(令和5年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)」  
(令和6年8月29日 文部科学省)
- 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の関する調査結果の概要  
(令和6年 10月 文部科学省)
- やむを得ずに登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について  
(令和4年 1月 文部科学省)
- 信州型フリースクール認証制度のご案内  
(平成6年度版 長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課)
- 不登校への支援について考える 「不登校への対応への手引き」改訂版  
(長野県教育委員会)
- 「はばたき」～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～  
(令和5年 3月 長野県・長野県教育委員会)
- 「不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に関するガイドライン」  
(令和5年6月1日 天草市教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン  
(令和5年 2月 三川町教育委員会)
- 信州型フリースクール認証制度のご案内 令和6年度版  
(長野県県民文化部こども若者次世代サポート課)
- 公立小・中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン  
(令和6年8月 山梨県教育委員会)
- 不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン  
(令和5年3月 茨城県教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン  
(令和6年9月 小千谷市教育委員会)

- 不登校児童生徒の指導要録上出席扱いについて  
(令和7年1月 熊本市教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン  
(令和6年4月 長岡市教育委員会)
- 不登校児童生徒の支援に関する各種ガイドライン  
(令和5年8月更新 松本市教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン  
(令和3年3月 鶴岡市教育委員会)
- 不登校児童生徒の出席扱い及び評価に関するガイドライン  
(令和5年4月 長野市教育委員会)
- 不登校児童生徒が民間施設及び学校外で相談・指導を受けている場合の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン  
(令和4年4月 大阪市教育委員会)
- 不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン  
(令和4年 8月 枚方市教育委員会)
- 不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについて  
(令和5年9月 京都市教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン  
(令和5年1月 西宮市教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン  
(令和6年4月 福津市教育委員会)
- 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイダンス  
(令和7年1月 鳥栖市 教育委員会)